

ちょっとためになる申告の情報をお届けします♪

「リリーフ通信・記帳の教室」

「会議費」について

皆様こんにちは。今回は「会議費」として経費処理されるものについて確認していきたいと思
います。

セブテムメンバーズの皆様の経費として、「販売促進費」の次によく出てくるものが「会議
費」となります。

皆様がミーティング、打ち合わせ、クロージング等を行った際に支払う飲食代金等は「会議
費」として処理されていきます。飲食店でのミーティング等は、頻度が高い分領収書等が多
くなるかと思いますが捨てずに保管をお願いします。

気を付けたい点としては、ご自宅でミーティング等をされる時などに、スーパーマーケット等
で食材等を購入され、手料理、お菓子等を振る舞う場合があると思います。

その際も経費とするため、スーパーマーケット等での領収書を保管する必要がありますが、
スーパーマーケット等で商品等をまとめて購入される場合ですと、事業外での商品等もまとめ
て購入される場合が多いかと思えます。その場合は、領収書のみでの保管ですと、後で見返した
際にどれが事業で使用したもので、どれが事業外で使用したものかわからなくなってしまいま
す。

そのため、レシートに事業に関係する商品等をマルで囲むなどして分かるようにしておきま
しょう。

これまでもお伝えしていますが、事業に関係する飲食代金の領収書等には、誰との飲食代か等
の内容のメモをお願いします。（誰々と「ミーティング（MT）」、「打ち合わせ」等）事業
外のものには経費とならないため、飲食関係の領収書は事業外のものとして明確に分けなければいけ
ません。そのため、お忙しい皆様には大変な作業かと思えますが、後で税務調査の際などで指
摘されないために、何卒よろしくをお願いします。

不明点等がありましたら、リリーフまでお気軽にお問い合わせ下さい。

（株）リリーフは“いつまでも賢い人生を送る”皆様の応援団です♪

（株）リリーフ 記帳の教室事業部 担当：丸山豊正

〒462-0853 名古屋市北区志賀本通2-13 名城ラポビル4F

T E L : 052-912-2180 F A X : 052-912-2182

mail : simada4f@po.mirai.ne.jp

【相談内容】

【相談依頼書】 F A X : 052-912-2182

なまえ

ところ

でんわ

メール